

入札募集情報

令和元年 5 月 28 日公告

委託番号	下水道第 3 号
業務名	馬路川排水機場予備設計業務委託
履行場所	たつの市揖保川町正條地内
履行期限	令和 2 年 3 月 1 9 日
業務担当課	上下水道部下水道課
業務概要	排水機場予備設計業務 1 式
入札参加資格 (全項目に該当する者)	① 登録要件 <ul style="list-style-type: none"> たつの市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント)に 1 年以上継続して登録されている者 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号)における河川、砂防及び海岸・海洋部門の登録を受けている者
	② 住所要件 <ul style="list-style-type: none"> なし
	③ 実績要件 <ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月以降において、官公庁(国、地方公共団体、公社又は事業団等)が発注した排水機場の設計業務を元請けとして完了した実績を有する者
	④ 技術者要件 <ul style="list-style-type: none"> 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は総合技術管理部門「建設一河川、砂防及び海岸・海洋」として登録されている技術士の資格を有する者を管理技術者として配置できる者
	⑤ その他 <ul style="list-style-type: none"> 公告日から開札日までの間、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
最低制限価格	「建設工事関連業務最低制限価格制度取扱要領」及び「建設工事及び建設コンサル等における失格基準の算定方法について」による。
入札方法	郵便方式 事後審査型(開札後に入札参加資格の審査を行い、落札者を決定するので、最低価格入札者であっても落札者とならない場合がある。)

設計図書等の購入	申込期限	令和元年5月31日（金）
	方法	① 販売業者（株）六甲商会（TEL0791-22-0374・相生市那波大浜町19-18） ② 申込方法 販売業者に購入申込書（書式指定）をFAX送信（0791-24-2023）
入札に関する質問	期日	令和元年6月3日（月）16時まで
	方法	質問書（書式指定）により、たつの市企画財政部契約課（fax0791-63-2594）へFAX送信
質問に対する回答	期日	令和元年6月5日（水）
	方法	たつの市ホームページ（入札・契約情報）で公表
入札参加申込書・入札書等の提出	期間	令和元年6月11日（火）まで （専用封筒を使用し、期限内に龍野郵便局必着のこと）
	申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札参加申込書（コンサル用） ・ 入札書（任意の封筒に封入封かんのこと） ・ 積算内訳書（様式任意） ・ 設計図書等販売証明書 ・ 入札参加資格に規定された登録・許可等の証明書の写し（公告日において有効なもの） ・ 業務実績調書 ・ 配置予定技術者調書
開札日時	① 日時 令和元年6月13日（木）13時40分（予定） ② 場所 たつの市本庁舎202会議室（2階） ③ 立会（任意） 代表者又は立会人（委任状及び受任者印を持参した者は立会人となることできる。）	
保証金	入札保証金 / 免除	
	契約保証金 / 契約金額の10%以上	
支払条件	前金払 / 無（有の場合は、工事請負額の40%以内）	
	中間前金払 / 無（有の場合は、工事請負額の20%以内）	
	部分払 / 無	
	中間前金払と部分払の選択該当工事の別 / 無	
現場説明会	無	
注意事項	① 関係法令等、入札に関する条件を熟知のうえ入札に参加のこと。 ② 受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等並びに発注者への報告を怠ったときは、指名停止の対象となる。 ③ 指定の様式は、たつの市ホームページからダウンロードのうえ作成のこと。 ④ 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が130万円を超える場合において、落札者になったときには、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。	